

2022年 冬号 2022 12/25 発行

JAPAN INTERNATIONAL FRIENDSHIP ASSOCIATION
〒160-0022 東京都新宿区新宿5-7-7ニューハレービル4階
TEL&FAX 03-3352-3918 Email: info@jifa.org

2022-2023 学資支援金 97名に授与

JIFAは、2014年からベトナム・ハティン省と連携して、経済的・家庭的に困難な生徒に高校卒業まで、延べ約600人に学資支援を行ってきました。

2022年11月25日、学資支援授与式がハティン市で開催され、各13郡から1名ずつ推薦された困難な中学4年生13名と継続生徒合計97名に対し、2022-23年度学資支援金（1万円相当170万VND）と記念品を直接に手渡すことができました。

授与式には、在ベトナム日本大使館から石井悠久一等書記官が来賓としておいでになり、生徒たちに激励を、家族、学校の先生方にも温かいお言葉をいただきました。

授与式では、生徒のあいさつや歌の披露、ハイン女史のハティンの歌、池田前理事長の「翔（はばた）け未来へ」の歌などがあり、希望にあふれた集いとなりました。



石井書記官の来賓挨拶



学資支援生徒挨拶



現地コーディネータソン氏の開会挨拶



学資支援金授与の様子

学資支援生徒からの感謝の言葉

日本国際親善協会の皆様へ

JIFAの皆様にご挨拶とご健康をお祈り申し上げます。

1万円という金額は人によって大したものではないかもしれませんが、私にとっては、夢を叶える原動力であり、精神的なサポートであることです。

人生のなかにはだれも夢を持っています。17歳の私もそんなことがあります、ホテル経営について東京で専攻したいと思います。そして規律の高い環境で勉強して、生活を過ごしたいと考えております。または、細心の注意を払い、専門的に仕事をする方法を学ぶように頑張りたいです。私は活発でアクティブな性格であり、自分自身を向上させて頂きたいです。好きな科目は物理学です。なぜなら、この科目には集中力と高度な思考が必要だと思えます。それも将来進学したいホテル経営学に必要なものの一つだと思えます。

実際は、まだ多くの自己不信で、社会とのコンプレックスを持っています。しかし、一所懸命に社会の役に立つ人になるように頑張っています。

恐怖心を克服し、皆の前で“Tư dó”という歌を唄える事で、最初のターニングポイントとも言えます。いつも支援して下さる方々に感謝の気持ちを伝えられ、美しい歌を歌える機会があれば嬉しいです。

日本国際親善協会がますます発達して、多くの学生達が学校に通い、未完の夢を実現する事ができるように願っております。

改めて、JIFA協会の皆様にご健康で、ご多幸で、人生で多くの成功を達することをお祈り申し上げます。

グエン・ティ・ピック・チャウ高校 11A2

Võ Quỳnh Ngọc



翔け未来へを唄う池田前理事長



学資支援生徒の歌



ハイン女史の歌



JIFAの訴えを全面的に認める画期的裁決！ 今後、NPO法人認定制度運用の改善に期待！

2021年3月に不認定となったことに対し、同年6月、JIFAは東京都へ行政不服審査請求を行い、12月に口頭意見陳述をしたことは既報のとおりです。

審査請求をしてから約1年半が経過した11月29日、JIFAの主張を全面的に認める画期的な裁定書が出され、処分庁が行った非認定処分は違法または不当であるとする審理員意見書が3月に既にされていたことも判明しました。

これは、NPO認定をめぐる初めての行政不服審査請求事例であり、かつ、申請の多くが棄却される行政不服審査請求において、審査会へ諮問されることなく、訴えが全面的に認められた貴重な事例となりました。

行政不服審査会へ諮問することなく
審査請求が「全部認容」された件数

国 24件／27251件 0.09%
地方自治体 120件／7831件 1.53%

令和元年度行政不服審査法施行状況調査（総務省）より

裁定書の骨子

本件賞与規程は、・・・請求人に勤務する職員（従業員）の賞与についての定めである。本件賞与規程に「利益配分」の文字があるとしても、NPOの構成員（社員）に利益を分配するという事にならないから、・・・「営利を目的としない」に抵触するという事ではない。

JIFAの賞金規程が法2条2項1号に抵触し、法45条1項7号の基準に不適合であることを理由に本件認定申請を却下した本件処分は、違法または不当なものといわざるを得ず、その余の点を検討するまでもなく、取り消されるべきである。

審理員意見書（抜粋）

処分庁は、名義の如何に関わらず、組織の構成に関わっているもの全てに、利益が還元されるシステムを作ることが禁止されていると解する旨主張するが、独自の見解を言わざるを得ない。

行政手続法8条1項によれば、行政庁は、申請者に対し、同時に当該処分の理由を示さなければならないとされる。・・・

要件のどの項目を満たさないために本件処分がされたのか、またどのような事実関係によってそのように判断されたのかを知ることは、請求人にとって困難であったと言わざるを得ない。・・・本件処分は、行政手続法8条1項の観点からも適切なものとは言い難いものであったと解するものである。

認定NPOになると・・・ 5つの税制上の措置が期待できます！

- (1) 個人が支出した認定法人への寄附金
所得税（寄附金合計額-2,000円）×40%=税額控除額
個人住民税 控除割合は自治体毎異なる
- (2) 法人が支出した認定法人への寄附金
一般寄附金等の損金算入
- (3) 相続人等が認定法人に寄附した相続財産等
相続税の課税の対象にならない
- (4) 認定法人のみなし寄附金制度
- (5) 個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税
の非課税措置

認定NPOとなることで、当会の支援活動が発展するとともに、企業との寄附金を活用して費用負担少なく日本への留学、技能実習や就労をめざす若者たちにZeroFeesが広がることが期待されます。



IEO設立20周年記念イベントに協力

IEO国際交流団体は設立20周年を迎え、記念ガウパーティ「愛が広がる～愛にあふれ感謝と貢献を願う」を12月9日に国際交流会館で開催されました。

JIFAも協力し、ベトナム大使館からは臨時大使が参加され、7か国大使館等の参加者と交流を深めることができました。



会員・寄付者・支援者 募集しています

一人でも多くの方に会員になっていただき活動へ参加下さいますよう 皆様をお誘いください！

2022年度から初年度の年会費は月割りとなりました

	入会金	年会費(一口)
法人会員	30,000円	30,000円
個人正会員	10,000円	10,000円
個人賛助会員	5,000円	5,000円
学生会員	500円	1,000円

※ 支援金 学資支援(1口 10,000円)
ウクライナ支援(任意)

会費・支援金等は振込口座をご利用下さい

口座名：特定非営利活動法人 日本国際親善協会

☆ゆうちょ銀行から 記号10150 番号 98253761

☆他の銀行からは 三井住友銀行新宿通支店
店番 661 普通 7274362



特定非営利活動法人 日本国際親善協会
(JIFA)

〒160-0022 新宿区新宿5-7-7 ニューバレービル4階
TEL & FAX : 03-3352-3918 E-mail: info@jifa.org